

## 松江地裁委員会（第31回）議事概要

### 第1 日時

平成27年11月5日（木）午後1時30分から午後4時まで

### 第2 場所

松江地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員） 絲原康夫， 稻葉重子， 大野 洋， 繁浪 均， 陶山裕史  
野島和朋， 野津富士男， 原田美穂子， 每熊浩一  
（五十音順敬称略）

（事務担当者） 吉田事務局長， 瀧本民事首席書記官， 内藤刑事首席書記官  
埤田事務局次長， 草野総務課長， 吉田庶務係長

### 第4 テーマ

裁判所における手続について

### 第5 議事

- 1 委員長挨拶・委員自己紹介
- 2 運営に関する事項の確認
- 3 DVD視聴（そこが知りたい！裁判所）
- 4 松江地裁の概要説明等
- 5 庁舎見学
- 6 意見交換  
別紙のとおり
- 7 次回委員会のテーマ  
裁判員裁判について
- 8 次回開催日時

平成28年2月10日（水）午後1時30分

(別紙)

**A委員:** 玄関ホールが暗く感じるが、庁舎南側の旧庁舎の取壊工事の影響か。

**事務担当者:** 現在は節電のために照明を間引いている影響もあるが、工事用の防音壁がなくなれば、更に明るくなる見込みである。

**B委員:** 交通切符とは、どういうものか。

**事務担当者:** 速度違反等の道路交通法違反をした場合に、警察官が作成して、違反者に交付する書面を交通切符と呼んでいる。

**C委員:** どのような場合に裁判所に呼び出されるのか。

**D委員:** 交通違反の罰則には、反則金と罰金等があるが、裁判所に呼び出されるのは、主に罰金等の事案である。

**C委員:** 傍聴希望者数が傍聴席数を超える場合はどうするのか。

**事務担当者:** 立見は認めていないことから、傍聴席を超える希望者が見込まれるときは、傍聴席の多い法廷に変更して対応している。さらに、傍聴者数が多いときには、傍聴券を発行して抽選とすることもある。

**A委員:** 裁判員候補者への個別の質問手続では、一人当たりの質問時間はどの程度か。

**D委員:** 事前に辞退事由等を申出てもらっていることから、長くとも5分程度である。

**E委員:** 各事務室がガラス張りになっていて、来庁者が入りやすい明るい雰囲気である。

**B委員:** 法廷内の臭いが気になったが、新築後、間もないためか。

**事務担当者:** 庁舎新営から半年が経過して、部屋の臭いは多少薄れてきたところである。長時間にわたる裁判の前には、法廷の扉を開けて換気するなどの配慮をしている。

**F委員:** 傍聴人の数は、どのくらいか。

**事務担当者:** 民事事件では、1件につき数名程度である。傍聴人が多数見込まれる

事件については、傍聴席の多い205号法廷で行うこともある。

**事務担当者:**刑事事件も、民事事件と同様であるが、裁判員裁判では多数の傍聴人が来庁することもある。

**C委員:**傍聴する際には、氏名を書いたりする必要はないのか。

**事務担当者:**氏名を書いていただく必要はない。

**委員長:**裁判の途中で、入退廷することも可能である。

**G委員:**手続案内を、執務室ではなく、別の個室でもらうことはできるのか。

**事務担当者:**プライバシーに配慮する必要がある場合には、個室で対応している。